

平成28年3月18日 第38号

発行：東京二十三区清掃一部事務組合

編集：総務部総務課

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

TEL 03-6238-0613~6 FAX 03-6238-0620

東京二十三区清掃一部事務組合は、
循環型社会の形成を目指しています。

<http://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>

練馬清掃工場がしゅん工、落成式を行いました

練馬清掃工場が、平成27年11月30日にしゅん工しました。

練馬清掃工場は、練馬区谷原に位置し、建替工事は、平成22年12月から平成27年11月までの約5年にわたりました。施設規模は、1日当たりの処理能力が250トンの火格子（ストーカ）式焼却炉を2基設置しており、合計で500トンです。

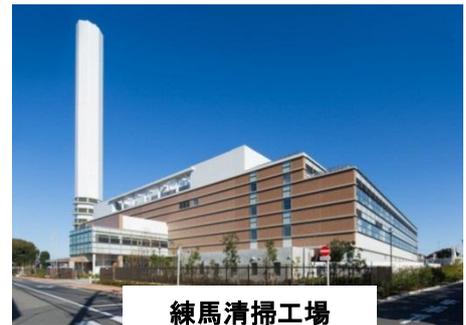
「街並みに溶け込む清掃工場」 ①建物は敷地周辺の街並みに調和するように工場の敷地内、壁面、屋上、煙突に緑化を施し、これらが視覚的に周辺環境と一体感を創出する空間を形成しています。②外観は、工場の周辺環境に溶け込むアースカラーを基調とし、清潔感を演出しています。③さらに建物による周囲への圧迫感を低減するため、高さを約24mに抑え、施設の半分を地下約22mに収めた半地下化構造としています。

「環境負荷の低減と最新の技術」 最新鋭の火格子（ストーカ）式焼却炉の自動燃焼制御により、ごみの完全燃焼を実現し、焼却によって発生する排ガス中のダイオキシン類などを抑制すると同時に、最新技術による優れた処理により有害物質を除去しています。

具体的な最新技術として、ろ過式集じん器の前段に設置する減温塔を不要とした低温エコノマイザや、ろ過式集じん器を通過した排ガスの一部を焼却炉の燃焼空気として用いる排ガス再循環システムの採用により、熱エネルギーの回収と排ガスの排出量削減に努めています。

また、清掃一組として、初めて水冷式の火格子を採用し、火格子の長寿命化と交換費用の削減を図っています。

「徹底した熱エネルギーの回収」 新工場では、ボイラの高温・高圧化により高効率発電を実現しています。蒸気は蒸気タービン発電機で効率よく電力に変換され、工場内で使用するとともに、余剰電力は電気事業者に売却しています。タービン発電機の定格出力は旧工場の1.2倍で1万8700kWです。屋上には太陽光パネルを230枚設置し、出力は約60kWとなっています。天窗からは自然の光を取り入れることで、ごみバンカや炉室の昼間の照明を補っており、積極的に自然エネルギーを活用しています。



練馬清掃工場



見学通路（炉内体験）



蒸気タービン発電機室

平成27年12月17日（木曜日）には、しゅん工した練馬清掃工場を関係者にお披露目する落成式を行いました。

当日は、練馬区長、練馬区議会議員の方々をはじめ、練馬清掃工場建替協議会委員や地元関係団体代表、東京都環境局や清掃一組議会議員、清掃関連団体など、来賓の皆様にご出席いただきました。

式典では、はじめに、管理者である西川太一郎荒川区長から、地元関係者や行政機関、工事関係者などに感謝が述べられ、「清掃工場は快適な都市生活を送る上で、なくてはならない施設であり、以前にもまして、地域に信頼される施設となるよう努めてまいります」と式辞がありました。

次に、建設部長の工事経過説明のあと、前川耀男練馬区長、かしわざき強練馬区議会議長、遠藤雅彦東京都環境局長から祝辞をいただきました。

式典の最後には練馬清掃工場長から、「4代目練馬清掃工場として生まれ変わり、新たな決意で、安全を最優先に、安定・安心の清掃工場を目指していきたい」と謝辞が述べられ、式典は滞りなく終了しました。

式典の後、一組職員の先導のもと、施設見学を行いました。工場内の各見学ポイントでは、新しい清掃工場の特徴や、焼却に係る設備などについて説明を行いました。



式辞を述べる西川管理者



落成式の様子

東京23区清掃事業の国際協力について

23区と清掃一組は、ごみの分別や収集・運搬のノウハウ、廃棄物処理の技術などを活用して、廃棄物問題に直面している海外諸都市と国際協力事業を実施しています。

国際協力にあたっては、平成24年度に「基本方針」を定め、国際貢献型、コンサル型、O&M型、出資・事業運営型の4パターンに分類して取り組んでいます。

国際貢献型：視察者及び研修受入、技術者派遣などの人材交流等



マレーシア草の根技術協力事業
(練馬区光が丘団地 平成27年10月)



タイ行政職員の資源化施設視察
(荒川区 平成27年11月)

海外都市の住民が23区民との交流を通じ、リサイクルを学んだり、資源化施設の視察などを行います。

コンサル型：対象国の要請や日本政府などのF S調査により行うコンサルタント業務



行政職員向けセミナー
(インドネシア・ジャカルタ 平成 27 年 9 月)



ごみ性状調査
(トルコ・イズミル 平成 28 年 1 月)

現地での東京の清掃事業に関するセミナーを開催したり、ごみの組成や成分を調べる性状調査を行います。

※F S調査=Feasibility Studyの略。事業の可能性を検証すること。

これらの事業を通じて、東京の経験・歴史、収集から最終処分までの一貫したシステム、ごみの質と量を把握することの重要性、住民合意形成の取組、環境制度の整備と運用などを重点的に説明しています。

なお、O&M（オペレーション・アンド・メンテナンス）型、出資・事業運営型については、慎重な検討・議論のもと、調査・研究を行っています。

これからも23区と清掃一組は、世界の環境改善への貢献、そして国際協力を通じた23区清掃事業の質や技術の向上を目指していきます。

東京二十三区清掃一部事務組合議会報告

◆平成27年第4回定例会（平成27年12月22日開催）

○議案

番号	件名	概要	結果
議案 27	東京二十三区清掃一部事務組合個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例	番号法の施行に伴い、マイナンバーを含む個人情報の保護に係る規定の整備を図る。	可決
議案 28	東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	被用者年金制度の一元化に伴い、年金たる補償及び休業補償について、他の法令による支給との併給調整に係る規定の整備を図る。	可決
議案 29	墨田清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	焼却炉補修及びその他整備工事 契約金額 4億6,980万円 相手方 日立造船株式会社	可決
議案 30	新江東清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	焼却炉補修及びその他整備工事 契約金額 7億1,820万円 相手方 株式会社タクマ	可決
議案 31	板橋清掃工場溶融処理休止に伴う改造工事請負契約の締結について	溶融処理休止に伴う改造工事 契約金額 6億9,120万円 相手方 住重環境エンジニアリング株式会社	可決

議案 32	杉並清掃工場建替工事請負契約の契約 変更について	土壌汚染対策の実施に伴う契約金額の変更 契約額 279億3,227万5,200円 変更後の契約金額 282億8,470万800円 増減額 3億5,242万5,600円 相手方 日立造船・奥村組特定建設工事共同 企業体	可決
----------	-----------------------------	---	----

◆平成28年第1回定例会（平成28年2月23日開催）

○議案

番号	件名	概要	結果
議案 1	平成27年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第1号）	補正予算額 16億2,000万円 補正後予算額 730億8,100万円	可決
議案 2	平成28年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算	予算額 692億5,600万円 対前年度比較 ▲22億500万円	可決
議案 3	平成28年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について	特別区分担金額 314億5,000万円	可決
議案 4	東京二十三区清掃一部事務組合情報公開条例の一部を改正する条例	行政不服審査法の改正に伴い、同法による審理員の指名を不要とする場合を定めるとともに、規定の整備を図る。	可決
議案 5	東京二十三区清掃一部事務組合個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	行政不服審査法の改正に伴い、同法による審理員の指名を不要とする場合を定めるとともに、規定の整備を図る。	可決
議案 6	東京二十三区清掃一部事務組合情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例	行政不服審査法の改正に伴い、東京二十三区清掃一部事務組合情報公開及び個人情報保護審査会に、行政不服審査会の機能を併せ持たせ、名称を東京二十三区清掃一部事務組合行政不服審査会に改める。	可決
議案 7	東京二十三区清掃一部事務組合行政手続条例等の一部を改正する条例	行政不服審査法の改正に伴い、関係条例の規定の整備を図る。	可決
議案 8	東京二十三区清掃一部事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	地方公務員法及び行政不服審査法の改正に伴い、規定の整備を図る。	可決
議案 9	東京二十三区清掃一部事務組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例	公務効率の維持及び公務の適正な運営の確保の観点から、分限処分における降給について整備する。	可決
議案 10	東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例	地方公務員法の改正に伴い、関係条例の規定の整備を図る。	可決
議案 11	東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例	関係特別区が組織する他の一部事務組合の常勤副管理者の給料等との均衡を図るため、期末手当の支給月数を改定する。	可決
議案 12	東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	地方公務員法の改正に伴い、等級別基準職務表を定めるとともに、同法及び行政不服審査法の改正により、規定の整備を図る。	可決

印刷物登録

平成27年度 第124号